

委員会提出議案第2号

橋本市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年12月14日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 楠本 知子

橋本市議会会議規則の一部を改正する規則

第1条 橋本市議会会議規則(平成18年橋本市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 会議 第1節～第8節 略 <u>第9節 公聴会、参考人(第78条—第84条)</u> <u>第10節 会議録(第85条—第89条)</u></p> <p>第2章 委員会 第1節 総則(第90条—第94条) 第2節 審査(第95条—第111条) 第3節 秘密会(第112条・第113条) 第4節 発言(第114条—第125条) 第5節 委員長及び副委員長の互選(第126条・第127条) 第6節 表決(第128条—第138条)</p> <p>第3章 請願(第139条—第145条) 第4章 辞職及び資格の決定(第146条—第150条) 第5章 規律(第151条—第159条) 第6章 懲罰(第160条—第165条) 第7章 議員の派遣(第166条) 第8章 補則(第167条)</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案をそなえ、<u>法第115条の3</u>の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 (議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、<u>第141条</u>(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を<u>聞き</u>、議員の質疑があるとき</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議 第1節～第8節 略</p> <p><u>第9節 会議録(第78条—第82条)</u></p> <p>第2章 委員会 第1節 総則(第83条—第87条) 第2節 審査(第88条—第104条) 第3節 秘密会(第105条・第106条) 第4節 発言(第107条—第118条) 第5節 委員長及び副委員長の互選(第119条・第120条) 第6節 表決(第121条—第131条)</p> <p>第3章 請願(第132条—第138条) 第4章 辞職及び資格の決定(第139条—第143条) 第5章 規律(第144条—第152条) 第6章 懲罰(第153条—第158条) 第7章 議員の派遣(第159条) 第8章 補則(第160条)</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案をそなえ、<u>法第115条の2</u>の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 (議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、<u>第134条</u>(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を<u>聴き</u>、議員の質疑があるとき</p>

は質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 略

第77条 略

第9節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手續)

第78条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第81条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

は質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 略

第77条 略

<p>第 84 条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>2 参考人については、<u>第 81 条、第 82 条及び第 83 条の規定を準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 10 節 会議録</p> <p>第 85 条～第 159 条 略 (懲罰動議の提出)</p> <p>第 160 条 略</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して 3 日以内に提出しなければならない。ただし、第 49 条(秘密の保持)第 2 項又は第 113 条(秘密の保持)第 2 項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。</p> <p>第 161 条～第 167 条 略</p>	<p style="text-align: center;">第 9 節 会議録</p> <p>第 78 条～第 152 条 略 (懲罰動議の提出)</p> <p>第 153 条 略</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して 3 日以内に提出しなければならない。ただし、第 49 条(秘密の保持)第 2 項又は第 106 条(秘密の保持)第 2 項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。</p> <p>第 154 条～第 160 条 略</p>
--	---

第 2 条 橋本市議会会議規則の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(所管事務等の調査)</p> <p>第 105 条 略</p> <p>2 議会運営委員会が、<u>法第 109 条第 3 項</u>に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p>	<p>(所管事務等の調査)</p> <p>第 105 条 略</p> <p>2 議会運営委員会が、<u>法第 109 条の 2 第 4 項</u>に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 72 号)附則第 1 条ただし書の政令で定める日から施行する。